

# 福岡県公報

平成19年7月2日  
第2697号

## 目次

### 告示(第1289号—第1297号)

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない町村の指定の一部

|                        |         |       |   |
|------------------------|---------|-------|---|
| 改正                     | (公園街路課) | ..... | 1 |
| 土地改良区の成立               | (農地計画課) | ..... | 1 |
| 都市計画事業の認可              | (公園街路課) | ..... | 1 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)   | ..... | 2 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課)   | ..... | 2 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課)   | ..... | 2 |
| 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課)   | ..... | 3 |
| 市の字の区域の変更              | (地方課)   | ..... | 3 |
| 漁業共済の加入区の設定の一部変更       | (水産振興課) | ..... | 3 |

### 公告

|                        |           |       |   |
|------------------------|-----------|-------|---|
| 福岡県県政テレビ広報業務委託に係る提案の募集 | (県民情報広報課) | ..... | 3 |
| 公安委員会                  |           |       |   |
| 少年指導委員の委嘱              | (警察本部少年課) | ..... | 4 |

## 告示

### 福岡県告示第1289号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない町村の指定(平成18年7月福岡県告示第1310号)の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から施行する。

平成19年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

表中「志免町」の次に「須恵町」を、「二丈町」の次に「志摩町」を加える。

### 福岡県告示第1290号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第3項の規定により公告する。

平成19年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

| 土地改良区名      | 認可年月日      |
|-------------|------------|
| 八女東部第2土地改良区 | 平成19年6月20日 |

### 福岡県告示第1291号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 施行者の名称  
北九州市
- 都市計画事業の種類及び名称  
北九州都市計画公園事業1・4・5号 戸畑大谷線(尾倉出入口)
- 事業施行期間  
平成19年7月2日から平成23年3月31日まで
- 事業地
  - 収用の部分  
北九州市八幡東区東田1丁目及び東田2丁目並びに大字前田地内
  - 使用の部分  
北九州市八幡東区東田2丁目地内

## 福岡県告示第1292号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年12月26日福岡県告示第2134号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1293号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

北九州市八幡西区大字畑字宮ノ上2255の1・2258（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1294号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

八女郡立花町大字下辺春字上高須田1805（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び立花町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1295号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女郡黒木町大字大淵字冬村向9885の7から9885の9まで・9885の12・9885の21・9897の1・9899の6（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1296号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、前原市長から前原市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

右の処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成19年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字多久字長田に編入する。

| 大字 | 字   | 地番  |
|----|-----|---|
| 多久 | 沼田  | 546の1、546の2の一部、548、550の1、551の1、551の2、552の1、552の2の一部 |
|    | 奈良尾 | 831の1、832の1、833の2、833の4の一部、833の6の一部、833の8           |

これらの区域に介在する道路である市有地の一部

2 次の区域を大字富字長尾に編入する。

| 大字 | 字   | 地番   |
|----|-----|--|
| 富  | 三角  | 697の3の一部、697の6、712の15、712の16、713の8                                 |
|    | 舘無田 | 940、941の1、942の1から942の3まで、942の6、943の1、943の4、944の1、944の2、946の1、950の1 |

これらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部

福岡県告示第1297号

漁業共済の加入区の設定（平成17年6月福岡県告示第1143号）の一部を次のように変更し、平成19年4月2日から適用することとしたので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により公示する。

平成19年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

表中

|       |                             |        |       |
|-------|-----------------------------|--------|-------|
| 箱崎加入区 | 箱崎漁業協同組合の地区                 | 小型一般漁業 | を     |
| 箱崎加入区 | 福岡市漁業協同組合の地区のうち旧箱崎漁業協同組合の地区 | 小型一般漁業 | に改める。 |

公 告

公告

次のとおり福岡県県政テレビ広報業務委託に係る企画提案公募を実施します。

平成19年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 業務概要

- (1) 事業名 福岡県県政テレビ広報業務
- (2) 事業目的 県政への理解と参加を促進するため、テレビを活用した広報を行う。
- (3) 事業内容 県が進める施策・事業などを紹介する広報テレビ番組の制作・放送

2 参加資格

- (1) 県内に本社又は事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者
- (4) テレビ番組の制作・放送の実績を有し、かつ、制作した番組について、県内民放テレビ局における放送を確保できる者であること。

### 3 手続等

提案内容の詳細については、提案説明書によるほか、説明会を開催する。

#### (1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部県民情報広報課広報係

電話番号 092 - 643 - 3102

#### (2) 提案説明書の交付

##### ア 期間

この公告の日から平成19年7月6日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

##### イ 場所

(1)の部局とする。

##### ウ 方法

無料で直接交付する。

#### (3) 説明会の開催

##### ア 日時

平成19年7月4日（水）午後2時00分から

##### イ 場所

福岡県庁401号会議室（4階北棟）

#### (4) 提案参加申込み

##### ア 申込書

提案説明書に添付されている様式を用いること。

##### イ 申込み期限

平成19年7月6日（金）午後5時00分（必着）

##### ウ 提出場所

(1)の部局とする。

##### エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

#### (5) 企画提案書の提出

##### ア 期限

平成19年7月27日（金）午後5時00分（必着）

##### イ 場所

(1)の部局とする。

##### ウ 方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

##### エ 提案書の審査

提案書の内容について、必要に応じてプレゼンテーションを実施する。評価に当たっては、県庁内に評価委員会を設け審査する。

#### (6) 無効となる提案参加申込書又は企画提案書

##### ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ 企画指示書に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

##### ウ 虚偽の内容が記載されているもの

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第205号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成19年7月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成19年7月2日

## 福岡県公安委員会

| 氏名    | 連絡先                              | 活動区域        |
|-------|----------------------------------|-------------|
| 中村 康三 | 092 - 412 - 0110<br>博多警察署 (少年係)  | 博多警察署の管轄区域  |
| 井上 領平 | 0947 - 42 - 0110<br>田川警察署 (少年係)  | 田川警察署の管轄区域  |
| 藤井 清午 | 0944 - 43 - 0110<br>大牟田警察署 (少年係) | 大牟田警察署の管轄区域 |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています